

共同親権導入の方向

離婚後養育制度設計を議論へ

法制審部会

法相の諮問機関である
法制審議会は18日に開いた
た部会で、離婚後に父母
論を始めるところだ。

双方に親権を認める「共同親権」の導入に向け議論を始めた。2022年11月に決めた中間試案は片方だけが親権を持つ現行の「単独親権」を維持する案も併記

た。関係者によると、会合では離婚時に父母双方が親権を持つことに同意した場合の対応を話し合った。複数の委員から導入に慎重な意見が出たものの、共同親権の採用を前提として今後の会合を開くことで折り合つ

た。現行民法は婚姻中の離婚時に共同親権で一定の要件を満たせば例外として共同親権も認める③具体的な要件を定めず個別ケースごとに単独か共同かを選択可能にする——の3案を記した。

父母で離婚時に共同親権で一致できなかつた際の取り扱いなどが議論の焦点になる。

離婚後の共同親権を巡っては父母同士の関係が残り虐待やドメスティックバイオレンス(DV)が続くとの指摘がある。部会ではこうした懸念に配慮しつつ、どういった場合に共同親権を認めると具体的に検討する段階に移る。

共同親権を採り入れる場合の制度として①原則は共同親権で一定の要件を満たせば例外として単独親権も認める②原則は単独親権で一定の要件を満たせば例外として共同親権も認める③具体的な要件を定めず個別ケースごとに単独か共同かを選択可能にする——の3案を記した。